

全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 子会社・関連会社株式……………取得価額

ただし、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

③ その他有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得価額（又は償却原価法）

ただし、時価または実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

④ 出資金……………出資金額

ただし、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等……………先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～50年

工作物 10年～80年

物品 2年～20年

② 無形固定資産……………定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率による徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から岡山市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から、既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、岡山市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち浅口市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のファイナンス・リース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

令和4年度末をもって住宅新築資金等貸付事業特別会計は廃止しました。

4 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等

2件 127,600千円（令和5年度末における訴訟金額）

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

	団体（会計）名	区分	連結の方法
1	国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結
2	後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結
3	介護保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結
4	工業団地開発事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結
5	水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結
6	下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結

一般会計等財務書類に追加して上記の団体が含まれます。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲には、台帳手引き104段落のとおり、以下のものとする。

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸借している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、翌年度予算において、財産収入として措置されている資産。

イ 内訳

該当はありません。